

〔様式1〕 平成18年度 事務事業評価表					
記入年月日	平成18年4月21日		記入者		連絡先 2685
部 名	保健福祉部	課 名	障害福祉課	課長名	篠崎 正義
事務事業名	知的障害者援護施設建設資金借入償還金補助事業				
予算上の事務事業名	知的障害者援護施設建設資金借入償還金補助金				
1 総合計画における位置づけ			施策コード	11310	
基本目標	I「学びあいあたたかさのある福祉文化都市」をめざして				
政策名	第1章 安心して生活できる福祉社会をつくります				
基本施策名	第3節 障害者の自立支援と社会参加				事業開始年度
施策名	第1施策 自立した生活を実現するための環境づくり				昭和63年以前 ▼
2 実施根拠及び関連法令・条例等	相模原市知的障害者援護施設整備に係る市有地の貸付け及び建設費補助等助成要綱				
3 個別計画の概要			概要		
計画名	相模原市障害者福祉計画		障害者を主体とした施策を総合的に推進し、各種サービスを体系的に提供する。実施計画（前期H10～14、中期H15～18、後期H19～22）		
計画年次	10	年度～	22	年度	
4 事業形態の区分	助成(給付・補助・貸付)				▼
5 事業概要					
(1) 事業の目的（何の目的で行うのか、またはもたらしたい成果）					(2) 対象（誰、何）
社会福祉法人が知的障害者の援護施設の建設に要する費用を、「福祉医療機構」、「県社会福祉協議会」及び「市社会福祉協議会」から借入れをした場合に、その償還金の一部を助成することにより施設整備を促進する。					社会福祉法人「相模福祉村」、「一乗会」、「風の谷」、「さがみ愛育園」、「すずらんの会」、「県福祉会」、「慈母会」
(3) 平成17年度事業の内容（活動）・・・いつ、どのような方法で実施した内容（活動）なのか。					
○対象施設 7法人11施設 借入先 独立行政法人福祉医療機構、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会 借入金額 2,350,495,000円 償還期間 平成2年～平成36年まで ○補助交付額（元金1/4） 30,284,000円 更生施設（4法人6施設） 19,610,000円 授産施設（2法人4施設） 8,174,000円 福祉ホーム（1法人1施設） 2,500,000円 ※平成15年度着工事業は（中核市移行に伴う義務的経費負担）、（元金4/4）、（利子3/4）					
6 関連・類似事業や他市の状況	重症心身障害児施設建設資金借入償還金補助事業				
7 事業費の推移	〔単位：千円〕				
年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
事業費	26,779	30,384	30,284	30,555	30,561
一般財源	26,779	30,384	30,284	30,555	30,561
受益者負担金	0	0	0	0	0
その他の特定財源	0	0	0	0	0
人件費の合計	279	281	279	279	279
事業コスト合計	27,058	30,665	30,563	30,834	30,840
8 事業効率・・・活動単位当たりの事業効率					
事業名 (または、主たる事業名)	知的障害者援護施設建設資金借入償還金補助事業（たんぼぼの家・虹の家）			対象名称と単位	補助対象施設数
年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
事業コスト(主たる事業)	11,099	11,099	11,099	11,099	11,099
対象数	2	2	2	2	2
単位あたり経費(円)	5,549,500	5,549,500	5,549,500	5,549,500	5,549,500
前年度比		1.00	1.00	1.00	1.00

9 活動指標・・・実施した内容（活動）を数値化したもの					
指標名と単位	利用者数／人	指標式と指標の説明	利用者数÷施設定員		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度（目標）
実績	1,908.0	1,908.0	1,908.0		
目標	1,920.0	1,920.0	1,920.0	1,920.0	1,920.0
目標達成度（%）	99.4	99.4	99.4		
10 成果指標・・・もたらしたい成果の達成度を数値化したもの					
指標名と単位	知的障害者更生施設数（入所）	指標式と指標の説明	当該年度施設数÷中期実施計画目標数		
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度（目標）
実績	3.0	3.0	3.0		
目標	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
目標達成度（%）	100.0	100.0	100.0		
11 個別評価					
(1) 妥当性の評価 [A：妥当である・B：妥当性に課題がある・C：妥当でない]					
A	<input type="checkbox"/>	・法令、条例により実施することが義務付けられている。			
	<input type="checkbox"/>	・法令、条例に定められた市の責務を具体化して実施する事業である。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・公益性が高い、または必需性が高い事業である。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・将来にわたって、市民のニーズや行政需要がある。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・税金を投入して実施するにふさわしい事業であり、市民にも説明できる。			
(2) 有効性の評価 [A：有効である・B：有効性を高める余地がある・C：有効でない]					
A	<input type="checkbox"/>	・上位施策の目的を達成するために大きく貢献している。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・課題等の解決や市民生活に大きく貢献している。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・成果指標の実績値とその推移から見て、期待されるような成果をもたらしている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・事業の対象範囲は適切であり、対象は事業を実施したことによる効果を楽しんでいる。			
(3) 効率性の評価 [A：効率が良い・B：効率性を高める余地がある・C：効率が悪い]					
B	<input checked="" type="checkbox"/>	・単位あたりの経費は適正である。			
	<input type="checkbox"/>	・これ以上コスト節減の余地がない。			
	<input type="checkbox"/>	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・事業の実施方法や実施体制は適正である。			
(4) 民間活力の導入の可能性 [有・無]					
無	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方が経費の節減に繋がる。			
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方が技術・知識面で優れている。			
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方がサービス面で優れている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・民間では実施していない、または市が実施する方が優れている。			
12 総合評価（一次評価）					
(1) 自動判定結果					
★★★★	[★★★★]：良好な状態を維持する事業				
	[★★★★]：概ね良好な状況である事業				
	[★★]：見直しを行う必要がある事業				
	[★]：抜本的な見直し、休止、廃止を検討すべき事業				
(2) 事業所管課の課長による評価（今後の方向性）			(3) 課長の評価に関する説明		
現状維持	<input type="checkbox"/>	・拡充・充実		知的障害者援護施設の充実のため必要であるため、継続して実施していく事業である。	
	<input checked="" type="checkbox"/>	・現状維持			
	<input type="checkbox"/>	・見直し			
	<input type="checkbox"/>	・廃止			
13 成果の向上及び効率性を高めるための方策 特になし			14 課題として認識されたこと 特になし		
15 二次評価					
(1) 行政評価会議による評価（今後の方向性）			(2) 二次評価コメント		
現状維持	<input type="checkbox"/>	・拡充・充実			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・現状維持			
	<input type="checkbox"/>	・見直し			
	<input type="checkbox"/>	・廃止			